

サラリーマンの 確定申告



サラリーマンでも次のようなかたは、確定申告をしなければなりません。

- ・給与の年収が2,000万円を超えるかた。
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えるかた。
- ・給与を2カ所以上から受けているかた。

また、確定申告をすると次のような場合には源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・マイホームをローンなどで取得した場合。
- ・多額の医療費を支払った場合。
- ・災害や盗難にあった場合。
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合。

☎大館税務署 42-0671

計算書を同封して送付しています。自分で所得金額を計算して記入のうえ申告書に添付してください。八年中に新たに事業を開始したかたで、収支計算書が同封されていなかったかたは、市役所税務課へご連絡ください。

譲渡所得があるかたへ



譲渡所得の申告相談は、税務署が指定した日になります。市県民税の申告は必要ありません。

なお、農業所得もあって、農業所得分だけを事前に相談したいかたは、税務署の指定日前に市役所税務課へおいでください。

申告へ持参するもの

☆申告書と印鑑。

☆給与所得や年金所得があるかたは源泉徴収票。

☆8年中に支払った生命保険料

(個人年金保険料を含みます)や

損害保険料の控除証明書(保険

会社で発行します)。

☆営業所得や不動産所得があるか

たは、申告書と一緒に送られた

収支計算書(記入してください)

と帳簿などの関係書類。

所得税の確定申告は 2月17日～3月17日

八年分の所得税の確定申告は二月十七日から三月十七日までです。

税務署から所得税の確定申告書が送られたかた(農業所得があるかたを除きます)は、税務署へ申

告してください。税務署へ申告すれば市県民税の申告は必要ありません。

市県民税の申告相談日

農業所得があるかたで、税務署から確定申告書が送られたかただけを対象に、次の日程で申告相談を受け付けます。通知書の指定日を確認のうえこ



来場ください。指定日が都合の悪いかたは、相談期間中の都合のつく日においでください。

期日	相談受付区域	場所
2/1(土)	下川沿地区	中央公民館第1・2研修室(1階)
3(月)	二井田地区	
4(火)	上川沿・大館地区	
5(水)	真中・大館地区	
6(木)	長木地区	
7(金)	十二所地区	
8(土)	花岡・矢立地区	
10(月)	釈迦内地区	

申告相談受付時間・9時～16時

※このほか各地区での申告相談の日程は次号でお知らせします。

正しい申告を期限内に

期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、一部の控除ができなくなるほか、所得証明書の発行もできなくなります。自分の所得の状況をもっともよく知っているのは、納税者の皆さん自身です。期限内に正しい申告をしましょう。

☎税務課市民税係

49-13111

(内線232・233)

ハイ 年金係です

年金の確定申告は

Q. 厚生年金の源泉徴収票が送られてきました。年金を受けている人は、必ず税金の確定申告をしなければなりません。どうすればいいのでしょうか。

A. 厚生年金や国民年金から支給される老齢年金は、所得税法の規定により「雑所得」として所得税の対象となります。源泉徴収票に記載される事柄は、その一年間に支払った年金の総額、控除した税額、扶養親族控除及び特別減税により返還した金額です。

源泉徴収票の「徴収税額」欄に金額が記入されているかたは、年金から税金を差し引かれているため、原則として所得税の確定申告をする必要はありませんが、次のようなかたは、確定申告をしなければなりません。

- ・年金のほかにも給与収入がある。
- ・老齢年金を2つ以上受けている。
- ・「扶養親族等申告書」を出していなかったり、申告の内容に変更があった。

※源泉徴収票の「支払い年金額」は平成8年1月から12月までに支払った年金の合計額です。

☎市民課年金係

49-13111

(内線236)